

J.S.ミルにおける文明社会と女性

——『女性の隷従』の形成と発展——

要約

山尾忠弘

本論の目的は、19世紀ブリテンを代表する思想家であるジョン・スチュアート・ミル(1806–1873)の主著の1つ『女性の隷従 (*The Subjection of Women*)』(1869)の形成と発展を、同時代の思想的文脈に着目して解明することである。今日ミルは何よりもまず『自由論 (*On Liberty*)』(1859)の著者としてよく知られている。しかし、『トロント大学出版局版ミル著作集』(以下『ミル著作集』)が33巻という膨大な巻数からなっているという事実の端的にあらわれているように、きわめて多作な思想家であった。その中には、当時オックスフォード大学で哲学の教科書として用いられたといわれる『論理学体系 (*System of Logic*)』(1843–1872)や、当時最も権威ある経済学書という評価を確立していた『経済学原理 (*Principles of Political Economy*)』(1848–1871)だけでなく、『自由論 (*On Liberty*)』(1859)や『代議制統治論 (*Considerations on Representative Government*)』(1861a)、『功利主義 (*Utilitarianism*)』(1861b)など、現代でも政治学、倫理学における古典中の古典として読み続けられている作品も含まれる。

これらの諸著作に比較して、本論文の主題となる『女性の隷従』は、これまで近代フェミニズムの原点としての評価は確立していたものの、その重要性についてはミル研究者の間でさえ過小評価される傾向があった。この傾向は、アラン・ライアンによる『自由論』と『女性の隷従』の比較研究に典型的な形であらわれている。ライアンによれば、少なくとも一見した限り『女性の隷従』はヴィクトリア朝イングランドにおいて女性が無権利状態に置かれていたことに対する批判を主な目的としている。それに対して『自由論』は、より普遍的な主題、すなわち個人の理想としての自由の擁護について論じた著作のように見えるとライアンは言うのである (Ryan 1974: 125)。この指摘が正しいとすれば、『自由論』は理論的な著作であり『女性の隷従』は時論的な著作ということになる。ライアン自身は一定の留保をすることはあるものの、ミルの著作の中で『自由論』と『女性の隷従』が、いわば主従の関係にあるという理解はおおむねミル研究の通説となっていると言ってよい。

しかし、ガートルード・ヒンメルファーフは、その後のミル研究に決定的な影響を及ぼした『自由論と自由主義』(1974)において、この通説に対して次のような注目すべき反論を展開している。「〔ミルの〕女性に関する著作は、『自由論』のミニチュア版、すなわち『自由論』を特定の実践的な問題に応用したものだと思われるだろうが、そうではない。むしろ『自由論』は女性の事例を拡大したもの、すなわち女性の解放を人類全ての解放にまで展開したもののように見えるのである」(Himmelfarb 1974: 18)。つまり、『女性の隷従』が『自由論』

の副産物であるという通説に対して、『自由論』こそが『女性の隷従』の副産物であるという解釈をヒンメルファーフは提起した。このような主張は後の研究者によって「危うい橋を渡っている」(Okin 1979: 362 n.15 訳 176) などと厳しい批判がなされているものの、やはりその先駆性は特筆されるべきである。というのも本論で示されるように、ミルはその生涯にわたって女性の地位向上について一貫した問題意識を有しており、『自伝 (Autobiography)』(1873) 中の「〔男女が平等であるべきだという〕確信は、私の精神を政治的主題に適用した最初期の結果 (the earliest results) の中にあった」(CWI: 253n 訳 342) という証言によっても、それを裏づけることができるからである。

研究史上ヒンメルファーフに比肩する影響力を持つ貢献はジュリア・アナスの「ミルと女性の隷従」(1977) によってなされた。アナスは男女の不平等に抵抗する理論として「改革主義的アプローチ」と「急進主義的アプローチ」の2つを挙げ、前者は「既存の社会制度の改革」のみを求めるが、後者にとって「社会制度の変革は、男性の価値観に適応することによって少数の女性が成功することを可能にするが制度的に不利な本性を持つ大多数の女性のためには何もしないので、急進主義者にとってたんに無益なものに過ぎない」とされる。アナスは「ミルの議論が『女性の隷従』全体を通じて、これら2つのアプローチの混交 (confused mixture) になっている」というのである (Annas 1977: 180-181)。ミルの著作の中に一見すると矛盾する2つの要素を見出すのは、カール・マルクス (1818-1883) による「生気なき折衷」という表現に見られるように、ミル研究において1つの典型的な解釈となっている。『女性の隷従』についてもそれを提示したのがアナスであった。このような矛盾したミル、あるいは混乱したミルという解釈もまた、現在に至るまで『女性の隷従』研究の通説となっていると言ってよい。

1980年代には、それぞれアナスの影響を受けて『女性の隷従』を対象とする2冊の単著が出版された。そのうちの1つが水田珠枝による『ミル「女性の解放」を読む』(1984) である。本書はかならずしも厳密な学術的体裁を取った作品ではないが、その内容は当時の研究史を網羅的に参照した上での詳細なコメントリーというべきもので、現在の研究水準に照らしても最も包括性が高く、かつ緻密な原典読解に基づいたものの1つと言える。とりわけ本書が有する研究史上の重要性は、『女性の隷従』を中心としてミルのその他の著作、例えば先にあげた『論理学体系』や『経済学原理』、『代議制統治論』や『功利主義』などとの有機的関係を解明しようと試みているだけでなく、先行する諸思想家の議論やミルの初期の著作についても考察を広げ、いわば『女性の隷従』の形成史を視野に入れた点にある。本論もまたこのような水田の問題意識を継承するものだが、水田の作品にはそれが書かれた時代の制約もある。例えば、いくつかの重要論点について問題提起的な叙述はあるものの十分に掘り下げた考察が行われているとは言い難い。また『「女性の解放」』『女性の隷従』には、男性に甘い叙述というか、男性的なものの方が、時には顔を出すことがあると思われる」(水田 1984: 153) などというやや不用意な記述も見られる。

とりわけ水田の作品におけるミル解釈上の決定的な問題点は、ミルの思想を「基本的人権」

の思想として理解し、「ミルの功績は、かれが継承した基本的人権の思想を女性に適用して、女性解放を理論化したことにあります」(水田 1984: 277) と整理したことにある。のちに詳しく述べるように水田は別稿でもこのようなミル解釈を展開しており、これはミルが『功利主義』で自然権論を批判していた事実が持つ思想史的重要性を等閑視した結果というよりも、「女性解放思想が基本的人権を土台としている」(水田 1984: 277) あるいは「現在わたくしたちが女性の解放を要求する場合に、窮極の論拠となるのは、基本的人権を基礎とする男女の平等なのである」(水田 1984: 333-334) という現代フェミニズムの観点を『女性の隷従』解釈に投影した結果であるように思われる。『女性の隷従』の読解に、原典の内在的な検討からは直接に導かれない現代的問題意識を投入する方法は、『女性の隷従』解釈上の 1 つの有力な潮流である。この潮流のもう 1 つの典型は、現在のところ欧米で唯一の『女性の隷従』研究の単著であるゲイル・タロックの『ミルと性的平等』(1989) にも見られる。本書はミルの出版されなかった草稿や手紙類、さらには議会演説まで視野に入れた上で同時代人(例えば本論でも後述するオーギュスト・コントやジェイムズ・スティーブン) との比較が行われており本論も一定の示唆を受けた。しかし、ミルの著作の入念な読解という意味でも、様々な論点についての具体的な掘り下げという意味でも、水田の作品に一日の長を認めざるを得ない。

このような研究史上の反省の上に立ち、本論ではミル研究のその後の発展を踏まえつつ『女性の隷従』を、それが執筆された思想史的文脈の上に再定位し、ミル自身の思想的発展との関連の中で捉え直すことを試みたい。そのために本論では、ミルの『女性の隷従』の形成と展開を、「結婚と離婚」(第 1 章)、「性格形成」(第 2 章)、「社会主義」(第 3 章)、「正義論」(第 4 章)、「参政権」(第 5 章)、「就労」(第 6 章) という相互に関連した異なる側面から重層的に描き出すことを試みていきたい。この各章の分析を貫くのが、本論文の主題である「文明社会と女性」という分析枠組みである。この「文明社会と女性」という主題が典型的にあらわれているのは、ミルが 1832 から 1833 年の間に執筆した「結婚論 (On Marriage)」という論説においてである。この論説は 1831 年にミルとハリエット・テイラー (1807-1858) が出会った直後、共通の関心事であった婚姻制度や女性の地位向上について意見を交換する目的で執筆された。このことから「結婚論」はハリエットの影響を強くうけた論説だと考えられやすいが、ミルは『自伝』において次のように述べている。

私が彼女〔ハリエット〕に負っている精神的成長の諸段階は、事情をまったく知らない人が推測するであろうものとはまったく異なっている。たとえば、男女の間に存在すべき、あらゆる法的・政治的・社会的・家庭的関係における完全な平等についての私の強い確信は、彼女から採用した、あるいは彼女から学んだものだと推測されるかもしれない。このことは決して事実ではなく、この確信は私の精神を政治的主题に適用した最初期の結果の中にあっし、私が抱いていたこの確信の強さが、私が信じているように、彼女が私に関心を持ってくれた最初の原因であった (CWI: 253n 訳 342)。

ミル自身が、すくなくとも初期の女性論についてはハリエットの影響を否定していることに鑑みると、「結婚論」がハリエットの影響の下で書かれたと推定することできない。むしろ「結婚論」は「私の精神を政治的主題に適用した最初期の結果」の1つであって、「結婚論」での意見交換こそハリエットがミルに惹かれた1つの契機だと考えることができる。

それでは「結婚論」を執筆した背景にあったミル（とハリエット）の問題意識はなんであったのだろうか。それが上記『自伝』の一節で「男女の間に存在すべき、あらゆる法的・政治的・社会的・家庭的関係における完全な平等」と呼ばれているものであることは明らかだが、重要なのは「あらゆる法的・政治的・社会的・家庭的関係」と呼ばれているものの具体的な内実である。まずミルは「法的・政治的・社会的」関係が「家庭的」関係が密接に関連したものだと見なしていることが注目される。ミルが考察しようとした19世紀における男女平等に関して言えば、法的・政治的・社会的関係における平等を希求することは同時に家庭的平等を希求することも意味したのである。

例えば Perkin (1989) が取り上げた次の事例は象徴的なものと言えよう。「妻の財産が盗まれたとき、それは法的には夫のものなので、起訴状にはそのように記載されなければならなかった。銀行家かつ歴史家であったグロートの妻が、ある日財布を盗まれた。証拠を提出するために出廷したとき、彼女は財布が夫のものであると説明されるのを、そしてこれには法的な理由があると説明されるのを聞いて驚愕し、怒りのあまり女性運動に身を投じるようになった。同じようなことは、同じ19世紀に庶民院議員の妻であるミリセント・フォーセットの身にも起こった。彼女は女性参政権運動のリーダーになる」(13)。つまり、財産権という法的・政治的権利が、女性が結婚して「家庭に入る」ことによって失われることになる。これは同時に経済・社会的権利が制限されることを意味した。

実際、当時の女性たちは既に相当程度労働市場に参入していたことが知られている。Gleadle (2001) によれば「1830年代までに木綿や羊毛、梳毛糸や紡毛糸、そしてレースの一部の製造が機械化されたことによって、工場働く女性の数が増大した。彼女は初め紡績工としてあるいは準備工程に従事したが、だんだんと織工として働くようになった。1847年までに、およそ30万人の女性が工場に雇われ、一部の地域では工場労働力の相当な部分を占めていた」(15)。グリードルの分析は既婚未婚を問わない労働者階級の女性全体についてのものであるが、近年の経済史研究では既婚女性の就労は19世紀を通じて少なくなっていたとも言われる。たとえば Burnette (2008) によれば「19世紀の初頭に労働者階級の既婚女性の就労割合は66%であったが、19世紀中頃には45%であった」(308) という。とはいえ、19世紀の中頃でも労働者階級の既婚女性のおよそ半分が働いていた事実は注目される。なぜなら、彼女らがどれだけ家庭外で労働したとしても、その稼得は上記の理由によって法的に夫のものとなるからである。これが19世紀のブリテンにおいて既婚女性が置かれた状況であった。しかも離婚の権利が大幅に制限されていたので、女性がこのような状況から抜け出すことは難しい。この法的・政治的・社会的関係における不平等が家庭的不平等に起因すると

いうことを問題としつつ、そこから抜け出すことのできない状態を主題的に取り扱ったのが「私の精神を政治的主題に適用した最初期の結果」の1つである「結婚論」であった。

しかしこのように考えるとき、「結婚論」には注目すべき1つの特徴的な考え方を見出すことができる。それはミルが「長いあいだ、婚姻の解消不可能性 (indissolubility of marriage) が女性の社会的地位の向上に強力な役割を果たしてきた」(CWXXI: 40) と述べていることである。「結婚論」はこれまでも多くの研究者によって言及されてきたが、この特徴的な、しかも不可解な論理は(おそらくその理解しづらさゆえに)等閑視されてきたように思われる。実際、法的・政治的・社会的関係における不平等が家庭的不平等に起因するのであれば、家庭的不平等から抜け出す手段である離婚は女性にとって望ましいものであるはずではなからうか。このミルの不可解な論理を読み解くためには、ミルのテキストをただ眼光紙背に読むだけでは不十分なように筆者には思われた。それゆえ本論ではミルがこのような論理を展開する際に参照した思想的文脈を探求していく。

本論ではミルのこの議論が、彼が有名な早期教育によって学習したスコットランド啓蒙を代表する思想家の1人であるジョン・ミラー (1735-1801) の著作による影響を受けたものであり、ミラーを媒介とすることによってミルがスコットランド啓蒙思想の議論を発展的に継承しているという解釈を提示する。すなわち、スコットランド啓蒙思想の中で展開された、離婚の自由を認めないことが近代文明社会における女性の地位を向上させたのだ、という議論をミルが批判的に継承したと主張したい。さらにこの近代文明社会における女性の地位向上という観点は、スコットランド啓蒙の思想家に直接言及している離婚の問題だけではなく、本論全編にも深く関連している。すなわち、家庭的不平等を論じるための初期の問題枠組みが、意図せざる帰結として、のちに法的・政治的・社会的関係を考察する際の補助線の機能を果たしていた。このような観点からとりわけ注目されるのが、「結婚論」における「文明の進歩の中で、女性がたんに保護してくれる主人を求める以上の何者かになることを熱望する時が、すでに来ている」(CWXXI: 49) という論理である。

ミルの見解に従えば、古典古代以来、男女の不平等という問題は連綿と存在した。しかし、それらを分析する思想的概念は古代においてもすでに存在していたにせよ、真の男女平等を実現することが可能になったのは、『女性の隷従』で述べられるように文明の進歩によって「人間はもはや、生まれによって境遇が決められたり、それに頑丈な鎖でつながれたりしてはおらず、自分が一番望ましいと思うことを実現するために、自分の能力や目の前の好機を自由に活かすことができる」(CWXXI: 272-273 訳 60-61) 近代文明社会が到来したからである。本論でも繰り返し立ち返ることとなる『女性の隷従』における次の一節は、近代文明社会の思想的特徴をミルがどのように捉えたかを典型的に示している。「過去の時代において、社会を平等にしようと試みられた時にはいつでも、正義が徳の基礎としてその主張を裏づけていた。たとえば、古代の自由な共和国がそうである。しかし、その中で最も優れた国〔アテナイ〕でさえ、対等な人間は自由な男性の市民にかぎられていた。奴隷、女性、市民権を持たない居住者は力の法のもとに置かれていたのである。〔……〕近代の歴史はすべて、

その〔力の法によって築かれた〕障壁が緩慢に消滅していく過程によって成り立っている」(CWXXI: 294 訳 102-103)。ミルは近代文明社会における女性の地位向上という問題をスコットランドの思想家から受け継ぎつつ、彼らの限界を乗り越え(第1章)、19世紀固有の性格形成論や社会主義論について同時代の思想家と対話しながら(第2・第3章)、彼自身の文明社会観を練り上げ(第4章)、その論理を用いて政治・経済両面での女性の地位向上について論じることになる(第5・第6章)。

続く第2章では、ミルの主著の1つである『論理学体系』と『女性の隷従』の形成史的関係を解明すべく、19世紀ブリテンにおけるスコットランド啓蒙思想の継承者シドニー・スマイスと対比しながらミルの性格形成論を考察する。Guillin (2009) が分析したように、女性の性格形成を論じる上でのミルの主要な論敵の1人だったのは、女性は脳が小さいので知的な資質において男性よりも劣るので男性と平等な地位を獲得することができないと主張したフランスの社会学者オーギュスト・コント(1798-1857)であった。実際、ミルとコントの間には1841年11月8日から1847年5月17日の間に計89通(ミルから44通、コントから45通)もの手紙がやり取りされ一時期はきわめて親密な関係だったが、その仲違いの原因の1つとなったのが女性の社会的地位、とりわけ女性の性格形成という主題だったのである。実際ミルは『論理学体系』(以下『体系』)のなかでも、心理学に関する「真の科学的精神から離れたことについて、コント氏よりも告発されるべき人物は、今も昔も誰1人としていない」(CWVIII: 859 訳⑥48)とコントを徹底的に批判していた。ミルが文明社会における女性の社会的地位の向上という主張を展開するにあたって、何よりもまず批判しなければならなかったのが女性の性格形成に関するコントのような考え方であり、『体系』で構想されたエソロジーすなわち性格形成の科学は、このことを1つの重要な問題意識として構想されたのである。

しかし、当時においてきわめて論争的な女性の性格形成という問題に着目した時、ミルは孤立した思想家であったのだろうか。この疑問についてギランの研究ではかならずしも明らかにされていないが、このことはギランがそれを主題としていないということ以上の困難を含んでいる。というのは、一見するとミル自身が同時代あるいは先行する時代に同種の主題について論じた思想家たちを自らの先駆者とはみなしていないように見えるからである。たとえば、ロバート・オウエン(1771-1858)は『新社会観 (*A new View of Society*)』(1813)において、コントや骨相学者とは異なり、性格形成について徹底した環境原因論をとっていた。しかし、人間にあたえられた環境だけが性格形成の原因だとするオウエンの思想は、川名が適切にも指摘したようにコントと同様、人間の自由を脅かす「決定論的人間観」(川名2012: 233)に基づくものだとミルには思われた。また、1867年の選挙法改正にむけてミルとともに活動した思想家の中で、バーバラ・ボディション(1827-1891)やハリエット・マーティノー(1802-1876)はともに女性の教育に関する論考を記しているにもかかわらず、ミルの著作にはこれらの論者への言及が見られない。

ただしミルの著作を仔細に検討してみると、ミル自身が好意的に引用している重要な思

思想家を見いだすことができる。英国国教会の牧師シドニー・スミス (1771–1845) である。本章では、これまで内外の諸研究においてもほとんど検討されていないスミスの論説「女性教育 (Female Education)」(1810) に着目することによって、ミルが展開した女性の性格形成論の思想史的特徴を明らかにしたい。この論説に着目する理由は、第1に、ミルが女性論について「哲学的急進派」ではなく、あえてその論敵であった「哲学的ウィッグ」の代表的思想家の1人シドニー・スミスの論説に着目した事実の思想史的意義を解明する必要があるからである。ミルが哲学的急進派の継承者であった事実に鑑みれば、この点は女性の性格形成をめぐるスミスとの対比という視点の重要性を示すものである。

本論が両者の性格形成論を対比する第2の理由は、スミスとの対比によって、人間の性格形成に関するミルの科学的理論とされた「エソロジー (ethology)」が未完であったことが明らかにされるとともに、そのことがもつミル思想形成史上の意義が解明されることである。というのは、近年の注目すべき研究において、しばしば『女性の隷従』とエソロジーの関係が取り上げられているからである。この関係については Ryan (1974)、Okin (1979)、水田 (1984) などが先駆的に着目しているが、典型的な解釈はカーライルの「エソロジーは何を知ることができないかを指摘することはできるが、知らないことを明らかにすることはできない」(Carlisle 1991: 162) という言葉に見られる。すなわち、『体系』において構想されたエソロジーは『女性の隷従』において、男女の性格の違いについて知ることはできない、という形でいわば逆説的に展開されたのだとカーライルは解釈する。Ball (2010) や Rosen (2013) も、『女性の隷従』をエソロジーの1つの適用として読むという点において、カーライルと同様の解釈をとっている。しかし、カーライルらの解釈には『女性の隷従』の中で展開された議論を、ミル自身がただの1度も「エソロジー」とは呼んでいない事実を説明できないという大きな弱点がある。本論ではこれまで見落とされてきたこの基本的事実から未完のエソロジー構想が「未完」であるにもかかわらず持ちえたミルの思想形成史上の意義を明らかにしたい。

第3章では、スコットランド啓蒙思想の継承という点には留まらないミルの独自性がとりわけ明らかになる、彼の社会主義論について考察する。ミルの社会主義論における女性の位置については、これまでも少ないながらも言及されてきた。とくに注目されるのはグレゴリー・クレイズによる次の指摘であろう。「重要な文献はウィリアム・トンプソンの『人類の半数である女性の訴え』である。この著作は協同と、(議論を進める中でジェイムズ・ミルを批判しながら) 女性参政権の要求と、家族の中での平等の促進という複数の主題を結びつけながら女性がしばしば子供を『産むだけの受動的な機械』(Thompson 1824: 192) とだけみなされていることを嘆き悲しんでいるが、これらの主題はすべてのちに若きミルの思想の中心となるものであった」(Claeys 2013: 128–129)。ここでクレイズが、トンプソンとミルの共通点を社会主義論(協同社会論)だけでなく、女性参政権と男女平等の実現にもまた求めていることは本論の問題意識から見て特筆される。

カスワンもまた、近年出版されたトンプソンに関する単著の中でクレイズ同様、女性論に

関するミルとトンプソンの親近性を次のように指摘している。「ミルは彼の経済学や、のちの社会主義論においてさえトンプソンのことを無視していた。しかし、現代の研究者はミルのフェミニズムがトンプソンに強い影響を受けていると示唆しているし、ミルの『女性の隷従』をトンプソンの『訴え』の次に読めば、読者は多くの共通点に驚かされるだろう」(Kaswan 2014: 7)。つまりカスワンは、トンプソンの社会主義論ではなく、むしろ女性論についてミルとの共通点の多さを指摘しているのである。ミルがトンプソンの社会主義論の重要性を無視したというカスワンの解釈には賛同できないが、トンプソンの女性論がミルにあたえた影響の大きさを指摘したことの重要性は注目される。

しかし、クレイズやカスワンの指摘にもかかわらず、従来ミルの女性論は一部のトンプソン研究者によって批判されてきた。たとえばトンプソンの伝記を書いたドローレス・ドゥーリーはミルとトンプソンの女性論を比較した結果、ミルのそれを「保守的」(Dooley 1996: 138-139)だと批判している。その理由の1つは蛭原 (1994) が指摘しているように、ミルの女性論が「ブルジョワ社会内における女性解放のみを目的とした」ものだと捉えられていることにあると思われる。蛭原は続けて次のように述べる。「J.S.ミルの思想よりも、女性解放思想をブルジョワ社会内における女性の不平等の除去のような『消極的なもの』と『協同組合の自発的設立』による『積極的なもの』に分け、そして真の女性解放思想は後者によらねばならないことを明らかにした W.トンプソンの女性解放思想により高い評価を与えたい」(蛭原 1994: 226)。さらにトンプソンの革新性とミルの保守性に関する典型的な評価は鎌田 (1966) による次の言葉に示されている。「ミルが経済上、政治上の権利の平等を説くにとどまっているのに反して、タムスン〔トンプソン〕は女性の解放を階級の解放と密接な関連の中に補足した。この点、タムスンの女性解放思想史上に占める位置はいくら高く評価してもしすぎることはないといえよう」(鎌田 1966: 63)。

鎌田の指摘は蛭原やドゥーリーよりも次のような意味において明瞭だといえる。つまり、鎌田は「私有財産制に根底をもつ階級の克服というヴィジョンをもたない女性解放論は、女性の男性に対する抵抗権の主張におわってしまう弱点がある」として、トンプソンですら「その弱点を完全にはまぬがれていない」というのである。このような若干の相違をみてとることはできるが、この3者はトンプソンが協同社会の実現によって労働者と女性の地位が同時に向上すると考えていたのに対して、ミルが両者の地位向上を異なる別個の問題として考察していることを共通に批判している。先ほど見たクレイズの整理に従えば、ミルは協同社会、女性参政権、男女の平等という3つの問題についてトンプソンと問題意識を共有していたが、協同社会の実現とその他2つの関係については明確に語る事がなかったということになる。たしかに、ミルは『女性の隷従』において協同社会の実現と女性の地位向上の関係性についてほとんど論じてはいない。これはトンプソンとミルの思想の間に見られる明らかな相違である。

このようなトンプソン研究者の評価は、トンプソンとミルの重要な相違を指摘したという点では重要な意義を持つものの、同時にトンプソンとは異なるミル自身の問題意識を捉

えそこなっているように思われる。というのも、クレイズが指摘しているようにミルはトンプソンの女性論を、それが父であるジェイムズ・ミルを苛烈に批判しているものであるにもかかわらず高く評価しているからである。すなわち、ミルはトンプソンの女性論を評価しつつ、意図的にそれとは異なる論理を展開していると考えることができる。本論ではトンプソンとは異なるミル独自の論理を、彼自身の問題意識にしたがって明らかにする。

第4章では、ミルの正義論と『女性の隷従』との関係を考察する。この点については、アナスがすでにミルを批判する文脈で次のように述べている。「必要なのは男女関係に対する社会の態度の構造すべてを急進主義的に変革することである。そして、この急進主義的な変革の正当化は、正義と女性の権利による正当化であって、功利主義的なものではないだろう」(Annas 1977: 181)。アナスが『女性の隷従』の議論を「改革主義的アプローチ」と「急進主義的アプローチ」の2つの矛盾的併存と見たことはすでに述べた。アナスによれば、功利主義的な議論は「改革主義的アプローチ」の典型であって、この方法をとったことでミルは誤りに陥ったとされる。

明示的に言及はしていないものの、この点についてアナスを批判し、より説得的な仕方でもミルの議論を解釈しようとしたのは「ミルの功績は、かれが継承した基本的人権の思想を女性に適用して、女性解放を理論化したことにあります」と論じた水田である。水田は別の論説において上記の主張を次のように展開している。「この本〔『女性の隷従』〕では、正面から自然権思想を導入してはいない。〔……〕だが自然権思想を否定してしまうと、差別の不当性を主張する論理が立てられなくなる。〔……〕かれは、表門から追い出した人権を裏門から入れたのである」(水田 1991: 146)。

そもそも「自然権思想を否定してしまうと、差別の不当性を主張する論理が立てられなくなる」という主張自体がかならずしも自明ではないが、ミルが「表門から追い出した人権を裏門から入れた」という主張には一定の説得力がある。というのも、古典的功利主義の思想家の中でミルはしばしば例外として扱われ、現代における功利主義の主要な批判者であり、同時に優れた政治思想史家でもあったジョン・ロールズさえ、『政治哲学史』の中で Berger (1984) の解釈を援用しながら次のように述べているからである。「ミルにとって、権利を持つことは個々の事例における効用(対価と便益)には依存しない。特定の場合において権利が覆されることはあるが、それはきわめて異例な環境のもとでのみ生じることである。このことは、とくに正義の基本的な権利についてあてはまる」(Rawls 2007: 275 訳 1488)。ロールズは『女性の隷従』についても次のように評価している。「正義にかんする良識あるリベラルな構想(公正としての正義と私が呼んでいるものもこれに含まれる)は、女性に対する、男性と平等な正義を含意する——私はずっと、これは J.S.ミルの画期的業績『女性の隷従』により、すでにあきらかにされたものだと考えてきた」(Rawls 1999: 156 n.58 訳 322)。水田の主張はロールズのそれよりも論理的に首尾一貫した形で、自然権論に基づく正義論と『女性の隷従』の思想的関係を考察したものを見なすことができる。しかし、このような解釈はかならずしも、ミル自身のテキストに根ざした文献実証的な解釈にはなっていないよう

に思われる。本章ではまず『女性の隷従』でも援用されている正義論について、ミルが『功利主義』の中でどのように論じているかを見ていきたい。

つづく第5章では、近年のミル研究の主要な一潮流であるミルの政治思想と古典古代の連続性について検討を加える。そのような研究潮流は主として Miller (2000)、Urbinati (2002) などを嚆矢としており、それらの研究の中でミルにとって優れた民主制のモデルであったと主張されているのが古代のアテナイである。たとえばウルビナティは「ミルはアテナイを、『法的主権』が『自らの誤り』に対する『予防策』を取り入れることができた『適切に構築された民主制』、だとみなした」(Urbinati 2002: 6; CWXIX: 423 訳 82) と論じ、ミラーはミルがアテナイを賞賛する理由を「アテナイの民主制が政治哲学の主要な理想の 2 つを同時に含んでいた」ことに求めている。すなわち「(消極的な) 個人の自由という『自由主義的理想』」と「公共の仕事に対する積極的で私利私欲のない参加という『共和主義的理想』」の 2 つである (Miller 2000: 89)。

たしかにこれらの論者が言うように、ミル自身が古典古代を高く評価しているように読める文章を残していることは事実である。しかし本章では、前章でも触れたように、むしろ彼が古典古代の政治制度を批判していたことに着目し、これらの研究とは異なる、近代に固有の問題と格闘したミルを描き出すことを試みたい。その近代に固有の問題とは言うまでもなく文明社会における女性の地位向上という問題であるが、このような観点から同時代の思想史的文脈を見てみると興味深い事実が浮かび上がってくる。実は、ミルは女性だけでなく黒人の参政権も主張し、「人種の平等などという夢想」を抱いていた人物として同時代人によって批判されていた。

実際たしかにミルは、女性と黒人が参政権を有していなかった当時の状況を、「皮膚の貴族制と性の貴族制 (the aristocracy of skin, and the aristocracy of sex)」(CWXVIII: 55n 訳 125n) という注目すべき言葉によって批判している。この 2 つの「貴族制」は、共に古い時代の「力の法」が残存したものだとしてミルは考えた。そして古代アテネにおいても、「奴隷、女性、市民権を持たない居住者は力の法 (the law of force) のもとに置かれていた」(CWXXI: 294 訳 102) とミルは言うのである。そして文明の進歩、すなわち「人間の改良の歴史は、このような邪悪な力から少しずつ領土を取り戻し、人間の生活のますます多くの部分を力の法 (the law of might) の邪悪な支配から救い出してきた闘争の記録である」(CWXXI: 87) とミルは論じる。

ミルがこのように主張するとき、その背後にあるのは「自由主義的理想」であって「共和主義的理想」ではない。このように異質な 2 つの思想がミルの中に混在しているのではないかという指摘は先にも述べたように Himmelfarb (1979) による「2 人のミル (two Mills)」あるいは「ミル対ミル (Mill versus Mill)」論を 1 つの起源としている。ヒンメルファーフは『自由論』(1859) の著者としてのミルと、それ以外の作品の著者としてのミルは、それぞれまったく異なる原理にもとづいていると言うが、この「2 人のミル」論は、ミルの議論の特徴をかならずしも適切に捉えてはいないと思われる。というのも、『自由論』以降の『代議

制統治論』と『女性の隷従』という2つの重要著作においても、ミルは『自由論』と同様に徹底して近代において確立された個人の自由を擁護しているからである。

ミルの諸著作は、近代の擁護という、同一の問題関心から書かれていたのではないか。ミルが古典古代、とりわけアテナイの民主制に一定の評価をしていたことは事実であるが、彼の民主制と女性参政権に関する議論は、むしろ彼の「自由主義的理想」と、近代と古代の断絶に着目することによってこそ、より整合的に読み解くことができるのではないか。本論では、このような問題意識のもと、「力の法」に対するミルの批判に焦点を当て、古典古代との連続性や「2人のミル」を強調することによっては見逃されてしまう、近代に固有の問題と格闘したミルを描き出していく。

第6章では『女性の隷従』における最も難解な問題である、女性の就労について論じていく。すなわち、ミルが有していた女性の就労に関する見解が、彼の初期の論説「結婚論」(1832-33)から『経済学原理』(以下『原理』)初版から六版までの改訂(1848-1865)を経て『女性の隷従』(1869)に至るまで、どのように形成されてきたのかを思想的に再構成する。これまで述べてきたようにミルが女性の政治的権利を強く擁護し、自らが下院議員となった際には1867年の第二次選挙法改正に際して参政権の主体を「男性 (man)」から「個人 (person)」に拡張するという修正動議を提出した結果、賛成73 反対196の大差で否決されたことはよく知られている。しかし、これまでの代表的な『女性の隷従』研究では、女性の政治的地位向上を主張していたミルが、こと女性の経済的地位に関しては同時代の支配的な価値観を受容していたのではないかと批判されてきた。

このような解釈はすでに Annas (1977) において提示されていたが、全面的に展開されたのは我が国の水田 (1984) によってである。水田は次のようにのべる。「〔ミルは〕『男は外、女は内』という性別役割分業にもとづく男女関係を賛美しております。女性も男性と平等に社会的活動の場があたえられなければならないとはいうのですが、かれが望んでいたのは、女性が実際にその権利を行使することではなく、家庭にとどまって家事と育児に専念することでした」(水田 1984: 295)。水田によれば、ミルは一方で政治的権利を中心に19世紀ブリテンにおける女性の地位向上に先駆的な役割を果たしながらも、他方で当時の支配的な価値観であった「性別役割分業」に対する批判は不徹底であって、むしろそのような男女関係を「賛美」しさえしているというのである。水田のほかにも Okin (1979)、Tulloch (1989)、Pujol (1992)、Caine (1997)、Ball (2001)、Reeves (2007)、Hirschman (2008a: chap.6 ; 2008b)、Gouverneur (2013) などは、それぞれ強調点の違いはあれどもミルが女性の政治的権利を強く擁護していたことは大前提としつつ、ミルは「性別役割分業」のようなものは肯定していたと論じている。このような形でミルの中に相対立する2つの要素を見出し、ミル思想に「混乱した結合 (confused mixture)」(Annas 1977:181) あるいは「不統一 (inconsistencies)」(Hirschman 2008b: 210) を指摘するという解釈はミルの女性論に関する通説となっている。

本論はこれらの解釈から学びつつ、ミル女性論の経済学的側面に新たな光を当てることによって、ミルが女性の経済的地位向上についても政治的地位向上におとらず強く擁護し

ていたことを明らかにしていく。その際に重要な役割を果たすのが、ミルの経済学上の主著である『原理』の改定過程を詳細に検討していくことである。ミルの女性論が最終的に『女性の隷従』に結実することは事実であるが、それは『女性の隷従』だけに彼の女性論があらわれていることをかならずしも意味しない。むしろ本論で示していくように『原理』の研究こそ、ミルが「性別役割分業」を「賛美」しているわけではないことを明らかにするもっとも重要な手がかりをあたえてくれるのである。

というのも、ミルは「性別役割分業」についてさえ『女性の隷従』の中で一見すると矛盾する2つの主張をしているからである。まず1つ目のミルの主張は、これまでの研究でミルが性別役割分業を認めている根拠の1つとされてきた次の一節に典型的な形であらわれている。「財産ではなく稼得によって家族が養われているとき、男性が稼いで女性が家計の支出を管理するというよく見られる取り決めは、一般的には2人のあいだのもっとも適当な分業 (the most suitable division of labour) であるように私には見える」(CWXXI:297 訳 109)。かなり条件をつけてはいるものの、この一節を見る限り「男は外、女は内」という「性別役割分業」をミルが認めているという従来の解釈は一定の説得力を持つように見える。

しかし、ミルが同じ『女性の隷従』の中において、次のように女性が職業を選択する自由を「人類全ての道徳的権利」として強力に擁護していることは注目に値する。「たとえ女性なしで上手くいくとしても、十分な名誉や功績を女性には認めないことや、(他人を傷つける場合を除いて) 自分の好みに従い自らの責任で職業を選択するという人類すべての平等な道徳的権利を女性にあたえないことは、正義と矛盾するであろう」(CWXXI: 300 訳 114)。つまり、ミルは『女性の隷従』という単一の著作の中において、一方では男性が外で働き女性が家事をするという関係を「もっとも適当な分業」としながら、他方では女性が職業を選択する自由を「人類全ての平等な道徳的権利」とみなしているように見えるのである。

本論では、「性別役割分業」に関する一見すると両立し難い2つの主張が、ミルの思想形成の中でどのように生じ、また両立されてきたか明らかにすることを試みていく。とくに重視するのは『原理』の各版対照であるが、その中でも本論は3版の改訂(1852)に重きをおく。『原理』の改訂過程がミルの女性論において重要な意味を有していることをいち早く指摘したのもまた Himmelfarb (1974) であった。Pujol (1992) や Hirschman (2008a: chapter5; 2008b) の一連の研究はヒンメルファーブの先駆的な指摘を受けて『原理』6版の改訂(1865)を重視し、最初期の著作である「結婚論」から『原理』各版を経て『女性の隷従』に至るまで、ミルは一貫して女性の就労に否定的だったと主張している。これに対して、本論は船木(2013)が指摘した『原理』3版改定の重要性を受け継ぎつつ、それをさらに全面的に展開して「結婚論」から『女性の隷従』に至るミル女性論の思想的展開において、『原理』の3版改定はミルが女性の就労を評価する視点を確立するにあたって決定的に重要な意義を持っていることを解明する。これから示していくように、3版改定においてミルは、女性が経済的に独立するためには男性と「労働市場で競争する自由」を獲得しなければならないと強く主張することになるからである。